

答申第 235 号

平成 17 年 2 月 7 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 2 月 26 日付けで諮問された特定の宗教法人に係る事務所備付書類一部非公開の件（諮問第 277 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 財産目録の基本財産の土地の備考欄に記載された情報のうち、宗教法人の事務所の所在地の地番は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として代表役員名簿及び責任役員名簿並びに財産目録を特定したことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成15年12月25日付けで、特定の宗教法人（以下「本件法人」という。）から提出のあった事務所備付書類（直近の分）（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分のうち、財産目録（以下「本件一部非公開文書」という。）の基本財産の土地の備考欄に記載された情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開並びに平成15年3月期「収支計算書」、平成15年3月31日現在「貸借対照表」、「境内建物に関する書類」及び「事業に関する書類」（以下「本件不存在文書」と総称する。）の公開を求める、というものである。

なお、不服申立人は、当審査会の指名委員による口頭での意見聴取の中で、責任役員名簿の公開についても、当初から不服申立ての趣旨に含んでいると主張している。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件行政文書には、法人に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている。

ア 条例第5条第2号該当の点について

- (ア) 本件非公開情報は所在地であると推測される。所在地は不動産登記簿により公に供覧されている情報である。したがって、この情報を公

開したとしても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを新たに生じさせるものではなく、公開を拒む理由はないので、公開することは実施機関の義務である。また、具体的に不利益の内容が説明されていないのは納得できない。

(イ) 仮に、本件非公開情報が所在地でないならば、どのような種類の情報なのか明示するべきである。

(ウ) 責任役員名簿の情報は、町内会員であれば当然に分かることであり、情報公開で非公開となるのは問題である。

(エ) 人の信教の自由を保障することは、人の生活を保護することであり、条例第 5 条第 2 号ただし書に該当するのではないか。

イ 条例第 5 条第 7 号該当の点について

(ア) 実施機関は、宗教法人法（以下「法」という。）第 25 条第 3 項及び第 5 項の規定があるため、本件非公開情報を条例第 5 条第 7 号により非公開としているが、解釈を間違えている。

(イ) 実施機関に提出された宗教法人の事務所備付書類の写しの閲覧請求ができる者の範囲は法第 25 条第 3 項で閲覧請求できる者の範囲と何ら変わるものではなく、条例第 5 条第 7 号の定めによる影響を受けるものではない。

ウ 条例第 7 条該当の点について

犯罪を正すことは「正当な目的」であり、そのための閲覧には「正当な利益」があるので、条例第 7 条に該当するとも考えられる。

エ 本件不存在文書の存否について

(ア) 法第 25 条第 4 項において、宗教法人は本件不存在文書を提出しなければならないと定められているので、本件不存在文書が存在することは明らかである。また、本件法人は収支計算書を作成しているし、公益事業以外の事業も行っており、法で提出しなくてよいとされている場合に当たらない。

(イ) 実施機関の非公開等理由説明書に記載された理由は、何も調査せずに机上のざれ言を述べているだけで、信頼性はない。もし本当に不存在ならば、実施機関は本件法人に対する指揮監督権を放棄ないし不作

為により回避したことになるので、本件法人に是正勧告を行い、提出された「収支計算書」を不服申立人に公開しなければならない。

(ウ) これらの書類を不服申立人に公開したとしても、特定の個人を識別することができる情報は非公開とするなどの手続を経ていれば、本件法人の布教活動や信教の自由を妨げることはない。

(エ) 本件公開請求に対する行政文書一部公開決定通知書(以下「本件決定通知書」という。)で本件不存在文書の存否について触れていないのは条例違反である。

(3) その他

ア 行政文書の公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の「(直近の分)」などの表記方法については、実施機関の教示を受けて記入したものである。

イ 本件法人は町内会を使った収益活動と計画的な脱法行為を行っている。

ウ 何も調査せずに机上のざれ言を非公開等理由説明書に記載するような欺まんは、誠実執行義務(地方自治法第138条の2)を怠る違法不当な行為である。

3 実施機関(県民部学事振興課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 不服申立ての対象について

ア 実施機関は、本件行政文書として、法第25条第4項に基づき本件法人から提出されている代表役員名簿及び責任役員名簿並びに財産目録を特定し、このうち責任役員名簿の資格欄、氏名欄、生年月日欄、住所欄、就任年月日欄及び代表役員名簿の生年月日欄並びに財産目録のうち基本財産の土地の備考欄及び普通財産の普通預金の金額欄を非公開とした。

イ 不服申立ての対象は、本件非公開情報及び本件不存在文書の公開である。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 本件非公開情報は、本件法人の境内地に関する情報であり、登記事項等の公知の事項以外の一般には知り得ない情報が含まれている。

イ 境内地は本件法人の主たる目的のために必要な固有の土地であり、本件非公開情報は、宗教行為に密接に関係する情報であるので、本件非公開情報を公開することは、本件法人の宗教活動の範囲を明らかにすることになる。

ウ 法第 25 条第 3 項が閲覧請求人を限定していること及び同条第 5 項の規定を踏まえると、本件非公開情報を公開することは憲法第 20 条で保障する信教の自由を害するおそれがあり、本件法人が不利益を被るおそれがある。

エ 条例等に基づき宗教法人から提出された書類の公開請求があった場合の取扱いについては、登記事項等の公知の事項を除き、原則として非公開の取扱いとする旨の文化庁文化部宗務課長通知（平成 10 年 7 月 23 日付け）がある。

また、法第 25 条第 4 項に基づく事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務であり、提出書類の取扱いについて、平成 16 年 2 月 19 日付けで地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく処理基準が定められた。当該処理基準においても、宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として非公開の取扱いとすることとされている。

オ 本件非公開情報を公開しないことによって、人の生命、身体等への危害等が発生することは考えられないため、条例第 5 条第 2 号ただし書にも該当しない。

（ 3 ）本件不存在文書の存否について

ア 収支計算書は、宗教法人が実際に作成している場合を除き、法附則第 23 項の規定により、法第 6 条第 2 項に規定する公益事業以外の事業を行わない場合であって、一会計年度の収入額が 8 千万円以内である宗教法人は、その作成の義務が免除されている。

貸借対照表は、法第 25 条第 2 項第 3 号の規定によりその作成は任意である。

境内建物に関する書類は、宗教法人が境内建物を賃貸借契約等により借りている場合に作成するものである。

事業に関する書類は、宗教法人が公益事業や収益事業を行っている場合に作成するものである。

そして、いずれの書類も、作成していない場合は法人事務所に備え付ける義務はなく、所轄庁への提出義務もない。

イ 本件法人から提出された提出書類の有無等を記載した書類によれば、本件法人は収支計算書を作成していないだけでなく、一会計年度の収入額が8千万円以内であり、公益事業以外の事業を行わない宗教法人であるため、収支計算書の提出はなく、貸借対照表は作成していないことから、提出されていない。

また、境内建物を賃貸借契約等により借りておらず、公益事業等を行っていない宗教法人であるため、境内建物に関する書類及び事業に関する書類の提出はない。

ウ したがって、本件法人から提出のあった事務所備付書類は、本件行政文書以外には存在しない。

エ 本件法人は収支計算書を作成しており、公益事業以外の事業も行っていると不服申立人は主張しているが、本件法人の規則からは確認できず、また、実施機関には法上の調査権はないため真偽を確認する手段はない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 不服申立ての対象について

不服申立人は口頭による意見陳述の際に、責任役員名簿の公開についても、不服申立ての趣旨に含んでいると主張している。しかし、不服申立書には、「異議申立てに係る処分のうち、公開することができない部分とされた財産目録のうち基本財産の土地の備考欄の部分を取り消すとの決定を求める」と記載されており、また、非公開等理由説明書に対して不服申立人

が提出した意見書の記載からも、責任役員名簿の公開が不服申立ての対象であるとは認められない。

したがって、当審査会は、本件非公開情報及び本件不存在文書の公開を求めて不服申立てがなされたものと認め、以下検討する。

(3) 本件一部非公開文書について

ア 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

a 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

b 実施機関は、本件非公開情報は登記事項等の公知の事項以外の一般には知り得ない情報が含まれているため、公開することにより本件法人が不利益を被るおそれがあると説明している。不服申立人は、本件非公開情報は境内地の所在地であると推測され、所在地は不動産登記簿により公に供覧されているので、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを新たに生じさせるものではなく、不利益の内容が説明されていないのは納得できないと主張している。

c 境内地は、法第2条及び第3条において、宗教法人が宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するという目的のために必要な固有の土地であると規定されており、境内地に関する情報は、宗教法人にとって非常に重要な内部情報であると認められる。

d このように非常に重要な内部情報を公開すると、宗教法人の自由な宗教活動の妨害や自立的な運営への干渉が行われるなど、宗教上の活動に不利益を生ずるおそれがあると認められる。したがって、提出された事務所備付書類の写しに記載された情報のうち、登記事

項等の公知の事項以外の情報は、公開すると本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

- e 当審査会において本件非公開情報を見分したところ、一部に事務所の所在地の地番が記載されていることが認められる。

この事務所の所在地の地番は、法第 52 条の登記事項であることから、公開されたとしても本件法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、事務所の所在地の地番以外の情報については、登記事項ではなく一般には知り得ない情報であることから、公開すると、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

条例第 5 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

不服申立人は人の信教の自由を保障することは、人の生活を保護することであり、同号ただし書に該当すると主張している。しかし、本件非公開情報は、宗教法人の境内地に関する情報であり、人の生活等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第 5 条第 7 号該当性について

不服申立人は、実施機関が条例第 5 条第 7 号を非公開の根拠としておりと主張しているが、実施機関が条例第 5 条第 2 号を非公開の根拠としておりことは本件決定通知書の記載から明らかであるから、条例第 5 条第 7 号該当性を判断する必要はないと思われるが、念のため、以下検討する。

本諮問案件は処分時の状況によって判断したものであるが、法第 25 条第 4 項に基づく事務は法定受託事務であることから、平成 16 年 2 月 19 日に処理基準が定められており、提出書類は登記事項等の公知の事項を除き、原則として非公開の取扱いとされている。

条例第 5 条第 7 号は「法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第

67号)第245条の9第1項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」については、非公開とすることを規定しており、本諮問案件の答申時においては、本件非公開情報は、条例第5条第7号にも該当すると認められる。

(5) 条例第7条該当性について

不服申立人は、既にいくつもの犯罪が行われており、その犯罪を正すことは正当な目的であるので、そのための閲覧には正当な利益があり本件非公開情報は条例第7条に該当すると主張するが、本件非公開情報は、宗教法人の境内地に関する情報であり、前記(3)ア(ア)eで述べた、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められず、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。

(6) 本件不存在文書の存否について

ア 不服申立人は、法第25条第4項の規定から本件不存在文書が存在することは明らかであり、また、本件法人は収支計算書を作成しており、公益事業以外の事業も行っていることから、法で提出しなくてよいとされている場合には当たらないと主張している。

イ 実施機関は、本件法人は本件不存在文書の作成義務の生ずる事業等を行っている法人ではなく、また作成していないので、本件不存在文書は提出されておらず存在しないと説明している。

ウ 実施機関は事務所備付書類の写しの提出に当たっては、本件法人から提出書類の有無等を記載した書類の提出を受け、提出書類の確認を行っていると説明しており、当審査会が当該書類を見分したところ、本件不存在文書は提出書類とされていないことが認められる。また、本件法人の規則を見分したところ、公益事業及び公益事業以外の事業の種類及び管理運営に関する事項の記載はない。したがって、本件法人に本件不存在文書の作成義務があるか否かはともかくとして、本件法人から本件不存在文書は提出されていないので存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

エ また、不服申立人は、本件決定通知書で本件不存在文書の存否について触れていないのは条例違反である旨主張している。

しかし、本件公開請求においては、本件法人から提出のあった事務所備付書類（直近の分）が請求対象文書であり、文書名を特定した請求ではない。このような請求において、該当する文書が全く存在しない場合には、請求対象文書が存在しないものとして公開拒否決定を行うこととなるが、該当する文書が存在する場合には、存在する文書のみを請求対象文書として特定して公開か非公開かの決定を行うこととなるのであり、その余の文書について、存在しないものとして公開拒否決定を行うことまでは要しないものと解される。

したがって、実施機関が本件決定通知書で本件不存在文書の存否に触れていないことは、条例に違反しているとはいえない。

（ 7 ）その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2（ 2 ）エ（イ）並びに同（ 3 ）イ及びウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 2 月 26 日	諮問
3 月 1 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 31 日	実施機関から非公開等理由説明書を受領
3 月 31 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 30 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
11 月 8 日 (第 40 回部会)	審議
11 月 29 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 20 日 (第 41 回部会)	審議
平成 17 年 1 月 7 日 (第 42 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年2月7日現在)(五十音順)